

豊田市公告第688号

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和7年12月23日

豊田市長 太田 稔彦



行政職新規採用職員及びマンツーマン指導者研修業務委託プロポーザルの実施について

1 委託する業務

(1) 業務の概要

行政職のうち、新規採用職員とその指導を行う職員への研修の企画、実施。
研修内容は別紙「仕様書」のとおりとする。

(2) 履行期限 令和8年8月31日

(3) 提案限度額 3,288,000円（消費税込み）

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

- (1) 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。競争入札参加資格を有しない者は、以下の資料を提出し、契約締結能力や信用力が確認できた場合に参加を認める。

登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	法務局で発行
納税証明書（国税） （未納の税額がないことの証明）	「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書
納税証明書（愛知県税）※ （未納の税額がないことの証明）	「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自動車税種別割」の納税証明書
納税証明書（豊田市税）※	証明の種類は「完納証明」

※豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で、納税証明書が受けられない場合は「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」を提出すること。

- (2) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと。(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)
- (7) 公告日において、令和2年4月以降、官公庁(国及び地方公共団体に限る。)発注の業務で元請として1件当たりの税込金額200万円以上の下記の全ての業務の履行実績を有する者であること。
- 行政職を対象とした新規採用職員研修業務(受講者50人以上)
 - 行政職新規採用職員の指導を行う職員向けの指導者研修業務(受講者50人以上)

3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和7年12月23日から令和8年1月27日まで(土・日曜日及び祝日を除く。)
- (2) 交付場所 豊田市役所総務部人事課人材育成担当(南庁舎3階)又は人事課ホームページからダウンロード

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和8年1月15日(木) 午後5時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所総務部人事課人材育成担当(南庁舎3階)
- (3) 提出方法 持参、郵送又はメール(提出期限必着)
- (4) 提出書類
- ア 参加表明書
別紙「参加表明書」のとおり
 - イ 参加資格確認書類
参加資格要件(7)が確認できる書類(契約書等の写し)

5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和8年1月16日(金)まで
- (2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和8年1月15日(木) 午後5時まで
- (2) 受付方法 持参、郵送又はメール(受付期限必着)
- (3) 回 答 1月19日までに人事課ホームページか参加者にメールにて行う。

7 提案書等の提出書類

A4サイズ片面6枚以内(見積書及び積算内訳書を除く。)に下記内容を記載(提出部数は正本1部、副本6部) 副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

- (1) 業務経歴
研修業務の実績一覧(業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等)
- (2) 業務担当体制
研修設計者及び研修講師の資格、経歴、行政職新規採用職員及びその指導者向け

の研修業務実績、現在の手持ち業務等

(3) 業務実施方針

研修実施方針、業務体制、研修の全体像、重点項目、課題及びその対応等

(4) 本業務への提案や意見、研修の具体的な実施手法

(5) 工程計画

(6) 見積書及び積算内訳書（1部）

8 提案書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和8年1月28日（水） 午後5時まで

(2) 提出場所 豊田市役所総務部人事課人材育成担当（南庁舎3階）

(3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）

(4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

9 ヒアリング

(1) 開催日時 令和8年2月10日（火） 午前9時から午後5時までのうち指定する25分間（時間は後日連絡する。）

(2) 開催場所 豊田市役所 本庁舎会議室

(3) 備考 ア 説明10分以内（時間厳守）、質疑応答15分とする。

イ 出席者は2名以内とする。

ウ 説明は提出資料のほか、パネルや追加資料等の持込みも可とする。

エ プレゼンテーションにて使用する機材（モニター、HDMI ケーブル）は本市で準備するが、パソコン等その他必要な機材については持参すること。

オ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

カ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、ヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合は、WEB 会議が可能である ZOOM ミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

10 評価基準

(1) 下記項目について選考委員が採点を行い、各選考委員の採点の合計で最高得点の者を契約の相手方として特定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等（100点）【事務局評価】

(ア) 研修業務の実績（20点）

過去3年間の国又は地方公共団体における行政職新規採用職員又はその指導者向けの研修業務の受託実績合計件数

(イ) 研修設計者（20点）

研修設計者の行政職新規採用職員又はその指導者向けの研修業務実績

(ウ) 研修講師（20点）

講師の行政職新規採用職員又はその指導者向けの研修業務実績

(工) 提案価格(40点)

イ 業務実施計画等(80点)【選考委員評価】

(ア) 業務実施方針(20点)

(イ) 本業務についての提案・意見(48点)

(ウ) 工程計画(4点)

(エ) 取組意欲(8点)

※評価点(500点) = ア(業務経歴(100点)) + イ(業務実施計画(80点))
× 5人)

詳細は別紙「評価基準」のとおり

(2) 価格評価について

価格点は、総合点500点満点のうち40点を満点とし、基本的に以下の式によって算出する。なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

$$\text{価格点} = 40 \text{ 点満点 (価格点数)} \times (\text{最低見積金額} \div \text{見積提示金額})$$

(3) 最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を契約の相手方として特定する。

(4) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は契約の相手方として特定しない。

(5) 選考は以下の5名の委員により行う。

委員長	総務部	副部長	竹内	未帆
委員	人事課	課長	伊藤	亮
	介護保険課	課長	都築	保裕
	市民税課	課長	加藤	啓
	行政改革推進課	課長	鈴木	貴之

1.1 選考結果の通知及び契約

(1) 選考結果通知(予定)日 令和8年2月12日(木)

(2) 契約(予定)日 令和8年3月18日(水)

(3) プロポーザルにより特定された者には、別途、契約課から見積書提出を依頼する予定。

1.2 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

(2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 次に掲げる提案は無効とする。

ア 公告に示す参加資格を有しない者がした提案

イ 見積金額が提案限度額を超える提案

ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

エ 市が示した条件に違反した提案

オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案

- (4) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
- (5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (7) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。
 - エ 本市が、最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。
- (8) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (9) 本契約の履行結果が優良な場合、令和10年度まで本業務の契約の相手方と、単年度の随意契約により契約を締結することがある。ただし、契約は単年度毎に締結し、前年度の業務の履行状況が良好の場合に限る。なお、年度毎の随意契約を行う際に仕様書の内容を変更する場合がある。
- (10) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (11) ヒアリング実施前の、選考委員との接触を禁止する。

【問合せ先（提出先）】

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

豊田市総務部人事課（南庁舎3階） 人材育成担当 水元

電 話 0565-34-6609（直通） F A X 0565-34-6815

メールアドレス jinji@city.toyota.aichi.jp